



平成27年8月10日

各 位

会 社 名 ショーボンドホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 石原 一 裕  
(コード番号 1414 東証第1部)  
問 合 せ 先 取締役広報管理部長 鈴木 成章  
電話：03-6892-7101

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年9月25日開催予定の第8回定時株主総会でのご承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。本移行に伴う所要の変更その他の定款の一部変更を同総会に付議することを本取締役会において決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ①公告の周知性および利便性の向上を図るため、公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めます。
- ②「会社法の一部を改正する法律」(平成26年第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するための所要の変更を行います。
- ③監査等委員を含む取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条に定める取締役の責任免除の規定および会社法第427条に定める責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するための変更を行います。なお、これらの規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年9月25日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成27年9月25日(予定)

以上

## 「定款変更の内容」

変更の内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(員 数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は 7 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">② &lt;条文省略&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">③ &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の残任期間と同一</u>とする。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告</u>により行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は 7 名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は 4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会</u>において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">② &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">③ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 30 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 370 条の要件に該当する場合には、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 31 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 31 条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 32 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>② <u>当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査等委員会</b></p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第 33 条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p>第 35 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p>第 36 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p>	
<p>第 37 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任に関し、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>第 38 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p>	<p>第 34 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p>
<p>第 39 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 35 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
<p>第 40 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>第 36 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 <u>41</u> 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>第 <u>42</u> 条～第 <u>44</u> 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 <u>45</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 <u>46</u> 条～第 <u>49</u> 条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 <u>37</u> 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>の定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>40</u> 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 <u>41</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 <u>42</u> 条～第 <u>45</u> 条 &lt;現行どおり&gt;</p>